

別表第2（第7条関係）

経費区分	内容	留意事項
賃金	賃金	団体等の構成員に対するものは、対象外とする。
報償費	謝金等	芸能団体謝礼、出演者・審査員謝礼、記念品・景品・賞品等とし、神事式の謝礼は対象外とする。
旅費	旅費	1 講師等の旅費、活動の一部として事業実施のために必要な旅費又は地域資源のPR等に係る旅費とする。 2 団体等の構成員に対するものは、1人2万円又は1団体10万円以内とする。
需用費	消耗品費	事務用品費等とする。
	燃料費	事務所経費以外で、事業実施に必要な車両又は機械器具等の燃料代とする。
	食糧費	会議等の茶菓子代又はイベント等の準備、当日、撤去等にかかる弁当代若しくは飲み物代（弁当代は飲み物代と合わせて単価800円（消費税別）を限度とする。）とする。ただし、酒類及び酒肴類は対象外とする。
	印刷製本費	イベント周知用のポスター、チラシ等の印刷物等とする。見積書を必要とする。
	光熱水費	事務所経費以外で、事業実施に必要な光熱水費とする。
	修繕料	見積書を必要とする。
役務費	通信運搬費	事務所経費と区分できない電話、FAX、インターネット等の通信料は、対象外とする。
	手数料	振込み手数料、衣装のクリーニング代等とする。
	広告料	見積書を必要とする。
	保険料	イベント等の傷害保険料とする。
委託料	委託料	1 補助対象経費に対する割合が不当に高い場合又はその作業を外部に委託する必要が認められない場合は、対象外とする。 2 見積書を必要とする。

使用料及び賃貸料	使用料及び賃貸料	<ol style="list-style-type: none"> 1 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借料及び損料とする。 2 団体等が所有又は賃貸する施設使用料は、対象外とする。
原材料費	原材料費	
備品購入費	備品購入費	<ol style="list-style-type: none"> 1 1件3万円以上の機械器具等購入費とする。 2 団体等の備品として、備品台帳等で管理できる場合とする。 3 見積書を必要とする。
その他	その他事業実施に特に必要な経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 使途不明な雑費、事務費、予備費等は、対象外とする。 2 見積書を必要とする。

備考

- 1 1件当たり50万円以上の経費の支払は銀行振込により支払うこと。
- 2 クレジットカードにより経費の支払を行った場合は、領収書のほか、支払いが完了している旨を示す書類を添付すること。なお、補助事業の実施期間内に口座からの引き落としが完了しないものは補助対象外とする。
- 3 営利を目的とする付帯事業に直接要する費用は、全て補助対象外経費とする。
- 4 補助対象経費の例示に掲げた経費にあっても、金額、内容等によってはその経費の一部又は全額を補助対象としない場合がある。
- 5 経費節減と費用対効果に配慮されたものであること。